

## あきた美郷づくり株式会社運営直売施設農産物等物産販売者募集要項

### 1 あきた美郷づくり(株)運営直売施設

- (1) 道の駅雁の里せんなん（美郷町金沢字下館 124）
- (2) 名水市場湧太郎（美郷町六郷字馬町 83）
- (3) 千畑温泉サン・アール（美郷町金沢東根字仏沢 210-1）
- (4) 湯とびあ雁の里温泉（美郷町飯詰字東西法寺 181-2）

手づくり工房湧子ちゃんの売場は12月末で閉鎖し、1月中旬より名水市場湧太郎内に売場を開設予定です。

### 2 出荷会員の要件について

各直売施設の運営に協力し、出荷に関して施設の指示に従っていただける方で、次のとおりといたします。

- ①美郷町に住所、事業所を有する個人・法人・団体等（町内出荷会員）
- ②あきた美郷づくり(株)が特に認めた美郷町外の物産販売者（町外出荷会員）

#### ※町外出荷会員について

・美郷町内出荷会員となるべく出荷品目がかち合わないよう配慮するとともに、施設の指示による出荷数量の制限等に応じることを条件とします。

なお、次に掲げる出荷会員は、出荷の停止又は取り消し処分とします。

- ①消費者により品質等のクレームまたは直売施設からの嚴重注意・指摘等を受けたにも関わらず、改善しない場合
- ②消費者が健康を損なう恐れのあるクレーム等、重度の問題があった場合
- ③残留農薬が検出された場合
- ④消費者もしくは、直売施設の従業員とトラブルを起こした場合
- ⑤販売品を偽って出荷した場合
- ⑥あきた美郷づくり株式会社運営直売施設農産物等物産販売者募集要項の定めを守らない場合

### 3 販売品について

#### (1) 販売品の条件

- ①生産流通履歴が明らかなもの
- ②品目別の出荷にあたっての注意（別紙）を順守したもの

#### (2) 販売できる品目

- ①農産物類、花類、苗類、山菜、果実、花木等
- ②法律に基づき、保健所等の許可を受けた施設において製造した、味噌、漬物、惣菜、菓子等の農産物加工品
- ③陶芸、木工、手芸等の工芸品
- ④必要に応じて直売施設が仕入れた農産物、林産物、農産物加工品等

#### (3) 出荷数量の制限

直売施設の状況によって直売施設より出荷数量の制限を求められた際には、出荷会員はこれに従うものとします。

### 4 販売方法

- (1) 直売施設が出荷会員から販売の委託を受ける「委託販売方式」とします。
- (2) 出荷会員は、市場価格、荷姿、量目等を考慮して出荷し、直売施設の指示に従って店内に陳列願います。
- (3) 出荷会員は、直売施設の判断で品質不良品および鮮度低下品を撤去することや、陳列を修正して並べ替えることを認めるものとします。
- (4) 販売価格は、出荷会員自らで決定し、専用のバーコードラベルを添付、貼付してください。なお、消費税の取扱いは、内税方式とします。

### 5 販売手数料等

#### (1) 委託販売手数料

町内・町外区分	区分	販売価格に対する割合
町内出荷会員	自ら栽培、採取、製造、製作したもの	15%
	上記以外のもの	17%
町外出荷会員	全て	

- (2) バーコードラベル代は、一ヶ月につき発行枚数2,000枚以下は無料としますが、これを超える分については有料となります。(1円/1枚につき)

#### 6 委託販売品の売上金精算について

月締め処理回数は1回月末締めとし、POSレジ売上管理データによる売上金から、委託販売手数料、バーコードラベル代等の費用を控除した金額を毎月10日出荷会員指定の金融機関口座に振込みます。

#### 7 販売品の搬入、搬出、在庫管理の取扱い、売れ残り品について

- (1) 搬入開始時間は原則午前8時からとし、閉店まで随時行うものとします。
- (2) POSシステム販売状況配信システムによりメール配信にて販売状況を報告します。(メールアドレス登録者のみ)
- (3) 販売品在庫が少なくなった際に直売施設から連絡があった場合には、積極的に出荷するよう努めてください。
- (4) 直売施設従業員は、販売品の品質、鮮度を確認し、不適と判断した販売品は、バックヤードに下げ、売れ残り販売品等同様に取扱うこととします。

#### 8 生産物賠償責任保険への加入

販売品に起因する消費者に対する賠償責任に備え、賠償責任保険への加入を推奨します。

#### 9 出荷に関する苦情申立て

販売品の出荷に関する苦情については、当社規定様式による苦情申立書(様式4)によることとし、口頭による苦情受付はいたしません。

品目別の出荷にあたっての注意

(1) 花類及び、苗類以外の農産物

①安全性、高品質、新鮮さに重点を置き、消費者に喜ばれるものを生産するとともに、品目別の生産履歴（様式3）を出荷開始前までに提出すること。なお、生産履歴により農薬の誤使用が発見されたときは、その品目は一切出荷できない。

②鮮度の低下しやすいものは、袋に入れるなど鮮度管理に努め、珍しい品目については、説明書の添付などの工夫をする。

③法令で定める産地等を表示して販売する。これらの表示は、バーコードラベル発行時に記載される。

(2) 花類及び苗類

①鮮度管理、水管理は、出荷会員自身で配慮する。直売施設が補助的に水管理を行う場合もあるが、管理上の責任を負うものではない。

②珍しい品目については、説明書の添付などの工夫をする。

(3) 加工品

①法律に基づき、保健所等の許可を受けた施設で製造したもので、法律で定める表示をしたものしか販売できない。

※製造と表示は加工品の種類によって法律で細かく定められているので、必ず事前に保健所で確認すること。

②食品の表示は、法令に定める各種表示ラベルを出荷会員が責任をもって添付、貼付すること。

③製造には、食品衛生管理に万全を期すとともに、製造者の責任においてその安全性に十分配慮すること。

(4) 工芸品等

①破損の恐れがある場合には、陳列に際し出荷登録会員自らで配慮すること。